

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
自転車駐車場管理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部企画政策課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
313,500円(消費税込み)
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
夜間電話受付業務
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部総務課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
 $820円 \times 4時間 \times 244日(開庁日) \times 1.08 = 864,345円$ 計864,345円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
用務員・メール便配送業務
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部総務課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市奥田新町8-1 公益社団法人 富山県シルバー人材センター連合会
- 5 契約金額
1日1時間あたり1,270円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
宇奈月市民サービスセンター用務員派遣委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部市民サービス課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市奥田新町8-1 公益社団法人 富山県シルバー人材センター連合会
- 5 契約金額
1日1時間につき1,140円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀 内 康 男

- 1 随意契約に係る役務名
宇奈月市民サービスセンター清掃員派遣委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
総務企画部市民サービス課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24-1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
1日1時間につき770円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
黒部市常設資源回収所（浦山リサイクル広場）管理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
市民生活部市民環境課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市市前沢24-1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
472,543円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
黒部市納骨堂参拝者用トイレ清掃委託業務
- 2 随意契約を締結した課の名称
市民生活部福祉課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
配分金 27,840円（1時間あたり単価870円×32時間）
事務費 2,700円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、黒部市契約規則（平成18年黒部市規則第35号）第45条第1項第2号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

1 随意契約する事項

- (1) 役務の名称又は調達部物品名及び数量
黒部市納骨堂周辺枯木伐採処理業務
- (2) 役務の内容又は調達物品の規格等
納骨堂周辺の枯木の伐採
- (3) 役務の提供を受ける期間
平成29年4月4日から平成29年4月13日まで

2 契約の相手方の選定の基準

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであって、黒部市内に所在していること。

3 契約の相手方を決定した日

平成29年4月3日

4 契約の相手方の住所及び名称

黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター

5 契約金額

配分金	84,335円	（1時間あたり単価1,440円×32時間） （1時間あたり単価1,132円×3.5時間）
材料費	30,290円	
事務費	4,003円	

6 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
農村公園トイレ清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
産業経済部農林整備課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
金88,262円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月14日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
やまびこ遊歩道草刈・清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
産業経済部農林整備課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月14日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
金326,000円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月3日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
三日市用水除塵機ゴミ処理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
産業経済部農林整備課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月3日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
金559,872円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年5月11日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
牧野水路草刈業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
産業経済部農林整備課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年5月11日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
25,188円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、社会福祉法人くろべ福祉会から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
宇奈月温泉地区公衆トイレ管理業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部都市計画課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市吉田745番地3 社会福祉法人くろべ福祉会
- 5 契約金額
499,500円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀 内 康 男

- 1 随意契約に係る役務名
上水道の水質毎日検査業務
- 2 随意契約を締結した課の名称
都市建設部上下水道工務課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24-1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
160,826円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
宇奈月小学校通学トイレ（浦山駅）清掃管理委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
教育委員会事務局学校教育課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市前沢24番地1 公益社団法人 黒部市シルバー人材センター
- 5 契約金額
69,456円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、特定非営利活動法人教育研究所から役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康 男

- 1 随意契約に係る役務名
図書館内清掃業務委託
- 2 随意契約を締結した課の名称
教育委員会事務局 図書館
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
黒部市宇奈月温泉5509-16 特定非営利活動法人教育研究所
- 5 契約金額
年額 783,400円
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。

政策目的随意契約の締結について（契約後公表）

黒部市が、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結したので、黒部市契約規則（平成18年黒部市契約第35号）第45条第1項3号の規定により公表する。

平成29年4月1日

黒部市長 堀内 康男

- 1 随意契約に係る役務名
屋外清掃及び環境整備作業
- 2 随意契約を締結した課の名称
市民病院管財課
- 3 契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 契約の相手方の住所及び名称
富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま10階
公益社団法人 富山県シルバー人材センター連合会
- 5 契約金額
時給 1,020円（消費税別）
- 6 随意契約の理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するため。